

④ 定款変更登記完了提出書

定款変更を行い、変更事項が登記事項である場合、法務局において変更の登記を行います。

「登記事項全部証明書（原本）」を添付して、提出します。

定款変更の内容が登記事項でない場合は、提出の必要はありません。

提出する所轄庁において定められた様式により作成する必要があります。

（作成例）

様式第5号の2（第9条関係）

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名 印

定款変更登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。